

【 就 業 規 則 】

(総則)

第1条 運営委員会規則第10条に基づき就業規則を定める。共同企業体の工事事務所における職員の就業については、この規則の定めるところによる。

(目的)

第2条 この規則は、職員の就業条件等について定めることにより、共同企業体における適正な就業条件の整備と統一化を図ることを目的とする。

(職員の範囲)

第3条 この規則にいう職員とは、工事の施工に当たるため各構成員から工事事務所に派遣される者(日々雇入れられる者を除く。)をいう。

(優先順位)

第4条 この規則に定める事項が各構成員の規則等に定める事項と相違するときは、この規則を優先して適用する。

2 この規則に定めのない事項については、法令及び各構成員の規則等の定めるところによる。

(服務心得)

第5条 職員は、運営委員会の定める諸規則及び上長の指揮命令に従うとともに、相互に人格を尊重して誠実に勤務しなければならない。

(勤務時間)

第6条 一日の始業時刻、終業時刻及び休憩時間は次のとおりとする。

始業時刻 〇〇時〇〇分

終業時刻 〇〇時〇〇分

休憩時間 〇〇時〇〇分～〇〇時〇〇分

(休日)

第7条 休日は次のとおりとする。ただし、業務の都合により休日を振り替えることがある。

一 土曜日、日曜日

二 国民の祝日

三 年末年始(〇〇月〇〇日～〇〇月〇〇日)

四 夏季休暇(〇〇月〇〇日～〇〇月〇〇日)

五 その他工事事務所長(以下「所長」という。)が必要と認める臨時の休日

(勤務時間の厳守)

第8条 職員は、第6条に定める勤務時間を固く守り、その出退勤については所定の出勤表に自分で正確に記録しなければならない。

(時間外及び休日勤務)

第9条 所長は、業務上必要と認められる場合は、第6条及び第7条の規定にかかわらず、職員に対し勤務時間の延長又は休日の勤務を命ずることができる。(注-1)

2 所長は、職員に対し休日に勤務を命じた場合は、原則として代休を与える。

(時間外及び休日勤務手当)

第 10 条 前条又は第 17 条の規定によって時間外又は休日に勤務をさせた場合は、各構成員の規則等の定めるところにより、時間外勤務手当又は休日勤務手当を当該構成員から支給する。

(宿直及び日直)

第 11 条 所長は、業務上必要と認められる場合には、第 6 条及び第 7 条の規定にかかわらず、職員（要健康保護者を除く。）に対し宿直又は日直を命じることができる。

(宿直及び日直手当)

第 12 条 前条の規定によって宿直又は日直をさせた場合は、各構成員の規則等の定めるところにより、宿直手当又は日直手当を当該構成員から支給する。

(欠勤、遅刻、早退)

第 13 条 職員は欠勤、遅刻又は早退をする場合は、事前に所長の許可を受けなければならない。

ただし、やむを得ない事由により事前に許可を受けることができない場合は、事後速やかに届け出なければならない。また、傷病により欠勤が〇日以上に及ぶと予想される場合は、医師の診断書を添付しなければならない。

(年次有給休暇)

第 14 条 所長は、職員に対し各構成員の規則等の定めるところにより、年次有給休暇を与えなければならない。ただし、業務に支障がある場合は休暇日を変更させることができる。

(主張)

第 15 条 所長は、業務上必要と認められる場合は、職員に対し出張を命ずることができる。職員は出張より帰着後速やかに所長に復命しなければならない。

(主張旅費)

第 16 条 前条の規定によって出張をさせる場合は、別に定める旅費規程により出張旅費を共同企業体から支給する。(注-2, 3)

(非常事態時の勤務)

第 17 条 災害その他避けることのできない事由によって、臨時の必要がある場合は、所長は、行政官庁の許可を得て勤務時間を変更若しくは延長し、又は、休日に勤務させることができる。

(給与及び賞与)

第 18 条 職員の給与及び賞与は、各構成員の規則等の定めるところにより、当該構成員から支給する。

(公傷病の取扱い)

第 19 条 公傷病による休業者に対する給与及び賞与は、各構成員の規則等の定めるところにより、当該構成員から支給する。

(安全衛生)

第 20 条 職員は、労働基準法、労働安全衛生法その他の安全衛生に係る法令等を遵守し、常に災害及び傷病の発生防止に努めなければならない。

(健康診断)

第 21 条 職員は、各構成員又は工事事務所が実施する健康診断を受けなければならない。

(傷病者の出勤停止)

第 22 条 所長は、出勤することによって他人に迷惑を及ぼし、又は、病勢が悪化することが予想される傷病者については、出勤を停止することができる。

(監視又は断続的労働の取扱い)

第 23 条 労働基準法の定める監視又は断続的労働に従事する者については、別に定める服務規程による。

〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇建設工事共同企業体

代表者 〇〇建設株式会社

代表取締役 ○ ○ ○ ○ ㊟

代表者 〇〇建設株式会社

代表取締役 ○ ○ ○ ○ ㊟

代表者 〇〇建設株式会社

代表取締役 ○ ○ ○ ○ ㊟

注解

(注-1)時間外及び休日勤務に関しては、女子、年少者に係る労働基準法の規定を盛り込んだ条項を置くことも考えられる。

(注-2)出張旅費は、交通費、宿泊費、出張手当等をいう。

(注-3)出張旅費の支給額については、各構成員の規則等の定めるところにより、また、支給主体については、各構成員が支給することとするとも考えられる。